

動薬協会発 145 号
令和 2 年 12 月 9 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

家畜伝染病予防法の一部改正に伴う動物用医薬品等の販売名の変更について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

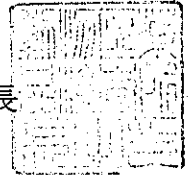
さて、標記のことについて、別添のとおり動物医薬品検査所長通知（2 動薬第 2123 号）がありましたので、お知らせします。

なお、農林水産省動物医薬品検査所によれば、販売名の変更時期は、例えば、包材等の切り替え時で良いとのことでしたので、念のため申し添えます。

2 動薬第 2123 号
令和 2 年 12 月 7 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長



家畜伝染病予防法の一部改正に伴う動物用医薬品等の販売名の変更について

平素より動物薬事行政の推進に御理解及び御協力いただき感謝申し上げます。

今般、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年 2 月 5 日法律第 2 号）により「豚コレラ」が「豚熱」に名称変更されたこと、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年 4 月 3 日法律第 16 号）により家畜伝染病の名称の一部が変更されたこと及び家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年 6 月 24 日農林水産省令第 44 号）により届出伝染病の名称の一部が変更されたことに伴う、動物用医薬品等の販売名の変更については下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴協会会員への周知をお願いします。

記

動物用医薬品の販売名に「豚コレラ」を含む品目及び改正前の家畜伝染病又は届出伝染病の名称を含む品目の販売名の変更について、「豚コレラ」を「豚熱」に変更すること及び改正前の家畜伝染病又は届出伝染病の名称を改正後の名称に変更することは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）第 14 条第 14 項又は第 23 条の 2 の 5 第 16 項に基づく動物用医薬品製造販売承認事項軽微変更届出によることで差し支えないこととする。また、動物用体外診断用医薬品についても同様に扱うこととする。

